

宇部市国土強靱化地域計画

令和3年（2021年）3月

宇 部 市

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
第1章 基本的な考え方	2
1 基本目標	2
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	2
第2章 想定するリスク	3
1 本市の地域特性	3
2 対象とする自然災害	5
第3章 脆弱性評価	8
1 脆弱性評価の考え方	8
2 脆弱性評価の手順	8
3 脆弱性評価の結果	10
第4章 強靱化の推進方針	11
1 施策分野ごとの推進方針	11
(別表)重要業績評価指標 (K P I) 一覧	21
第5章 計画の着実な推進	23
1 計画の推進体制	23
2 計画の進行管理	23

【資料編】

(別紙1) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

はじめに

1 計画策定の趣旨

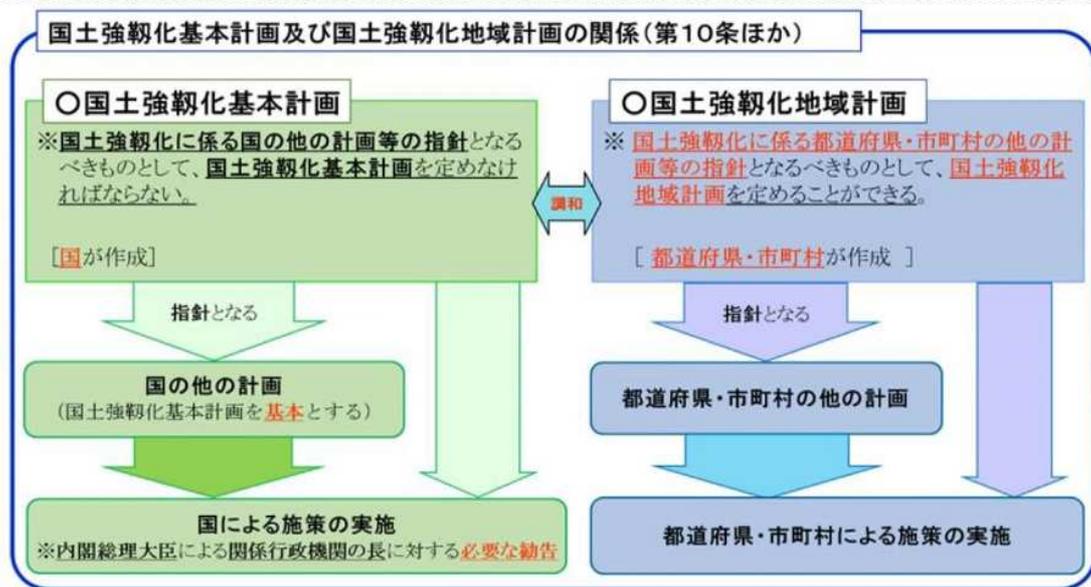
東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。

国土強靱化は、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。

本市においても、県や関係機関と一緒に国土強靱化の取組を進めるため、「宇部市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるものです。



3 計画期間

本計画の計画期間は令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とし、その後は概ね5年ごとに見直しをしますが、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、計画を見直します。

第1章 基本的な考え方

1 基本目標

本市においては、これまで大雨や高潮等による被害が発生し、また地球温暖化による気象災害の激甚化が懸念され、近い将来南海トラフ地震の発生も予測されていることから、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土を平時から構築することが重要となります。

このため、本計画では次の4点を基本目標として、国土強靱化の取組を推進します。

なお、基本目標は、「山口県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）」と同一の基本目標とします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持できる
- ③ 市民の財産及び公共施設の被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の推進にあたっては、県地域計画における「強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、以下に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととします。

【強靱化に向けた取組姿勢】

- ・本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討します。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組めます。
- ・地域の経済成長にも資する取組とします。

【適切な施策の組み合わせ】

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ・非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

【地域の特性に応じた施策の推進】

- ・人のつながりや地域コミュニティ機能を強化し、地域全体で強靱化を推進します。
- ・女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に配慮するとともに、本市の地域の特性（自然、産業等）に応じた施策を推進します。

第2章 想定するリスク

1 本市の地域特性

(1) 地理的・地形的特性

本市は、山口県の南西部に位置し、東は山口市、北は美祢市、西は山陽小野田市に接しています。

面積は286.65km²です。

北部は、中国山地の丘陵性山地をなし、南部は緩やかな丘陵となっており、河川は厚東川及び有帆川水系が南流し周防灘に及んでいます。海岸は、主に人口海岸が広がっています。

東部は、隆起海岸が見られ、緩やかな起伏がある台地が広がっています。

一方西部は、厚東川河口域には干拓地が広がっています。

地質学的には北部一帯は、中生代各種火成岩類が複雑な分布をし、中部地帯は中生代黒雲母花崗岩が分布しています。

東部地帯は、丘陵を広く覆う洪積層である吉南層群が主体で、宇部層群は各地区に分布しています。

また、厚東川を中心に南部一帯は粘土、砂礫よりなる新生代沖積層より成っています。

(2) 気候的特性

瀬戸内気候であり温暖ですが、梅雨期の降水量が年間降水量の3割を占め、全国的に見ても雨季がはっきりしているのが特徴です。

年平均気温は16.6度(2020年)で降水量は平年値1,518.6mmで県内では少雨地域です。(平年値は、1981～2010年の観測値の平均をもとに算出。)

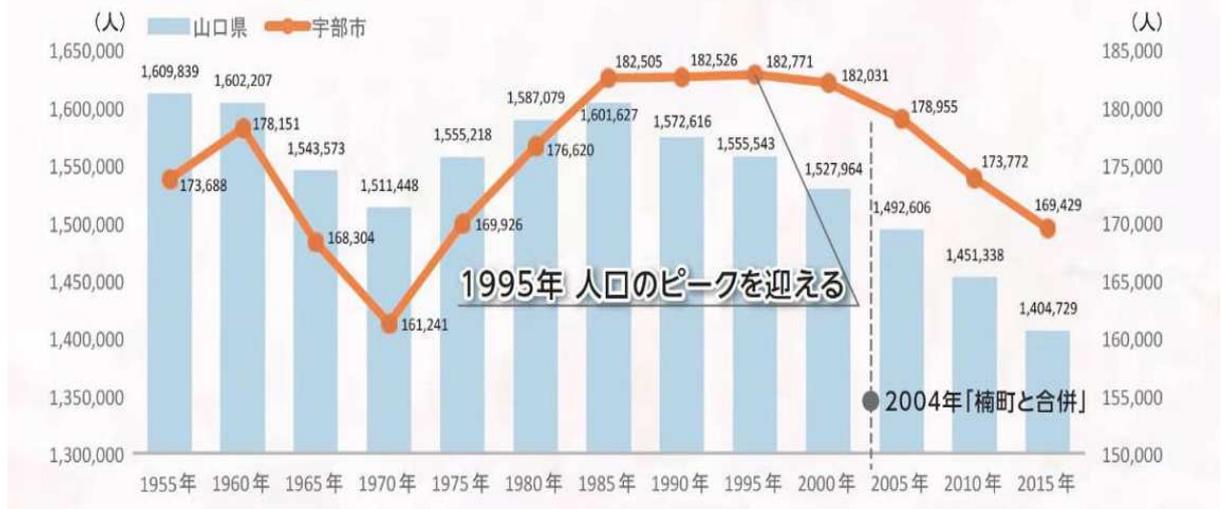
(3) 社会経済的特性

① 人口

本市の人口は、平成7年(1995年)に182,771人でピークを迎えましたがその後は減少が続き、令和3年1月(2021年)には163,132人となっています。

また、老年人口が昭和30年(1955年)以降上昇する一方、年少人口は昭和30年(1955年)以降減少傾向であり、令和2年4月(2020年)には高齢化率33.1%と超高齢化社会へと突入し、令和22年(2040年)には36.6%に増加すると見込まれています。

総人口の推移



(出典 宇部市勢要覧「宇部創生物語」)

② 産業

公害を克服し、順調に発展を遂げてきた本市は、先人の先見から、我が国のエネルギーの需要構造の転換にもいち早く対応し、化学工業を中心とする近代的な工業都市へと変貌を遂げ、現在の瀬戸内有数の臨海工業地帯が形成されました。

また、理工系を中心とした高等教育機関、研究機関の集積を生かし、民間企業との新技術、新製品開発に向けた取組も進められるなど、ものづくりのまちとして発展し、製造業を中心に、中小企業、小規模事業所の集積が進んでいます。

農業においては、江戸時代に人々が力を合わせ、海浜を干拓する「海開作」やかんがい用としての常盤湖の築堤が行われたことから、現在においても、比較的市街地近くに田園風景を見ることができます。また市中北部の丘陵地では、水稻や野菜、お茶などの生産が盛んに行われています。

漁業においては、市南部が海に面する地の利を生かし、市内3つの漁港を拠点に、小型底引き網漁業等の沿岸漁業や、県内唯一の海苔養殖漁業が行われ、ガザミ(ワタリガニ)・小海老類は、全国トップクラスの水揚げを誇っています。

しかしながら市内総生産は平成22年(2010年)以降減少傾向にあり、就業人口についても平成7年(1995年)以降は減少傾向です。特に一次産業人口においては、平成22年(2010年)時点で昭和60年(1985年)の3割程度にまで減少しています。

③ 地域

本市の気候は温暖で、海や山などの豊かな自然環境に恵まれています。

また、山口宇部空港や山陽自動車道、鉄道、宇部港といった陸海空の交通基盤が、市街地に近い位置にあるなど交通環境は整っており、特に、空港から市全域には1時間以内で結ばれるアクセスの良さを有しています。

2 対象とする自然災害

本計画においては、本市の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、市民生活・経済に影響を及ぼすリスクとして、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による災害」、近年、温暖化により強大化する台風による「高潮災害」、さらには今後発生が懸念される「南海トラフ地震等による地震・津波災害」などの大規模自然災害を想定します。

(1) 大雨による主な災害事例

昭和47年(1972年)7月豪雨により、小野で山津波が発生し、家もろとも100m流され死亡1人、重傷者1人となる被害が発生しました。その他市全域で、負傷者9人、全壊住宅8棟、半壊住宅2棟、一部損壊住宅86棟、床上浸水525棟、床下浸水2,906棟となる被害が発生しました。

平成5年(1993年)、台風5号による大雨で水嵩の増した水路に転落し死亡1人、床上浸水84棟、床下浸水1,272棟となる被害が発生しました。

また同年は、停滞前線による大雨で東岐波日の山で山腹崩壊があり、負傷者2人、半壊住宅1棟、一部損壊住宅3棟となる被害が発生しました。

平成7年(1995年)、台風14号による大雨で琴芝を中心として床上浸水178棟、床下浸水1,063棟となる被害が発生しました。(山口宇部空港81.0mm/h)

平成21年(2009年)7月中国・九州北部豪雨により、本市北部を中心に、半壊4棟、床上浸水42棟、床下浸水201棟となる被害が発生しました。(最大1時間雨量90.0mm、[7月21日7:10~8:10小野]、最大日雨量320.5mmで宇部市での過去最大雨量を記録)

(2) 高潮による主な災害事例

第二次世界大戦中の昭和17年(1942年)8月27日には、台風の直撃と満潮時間が重なり、沿岸全域に未曾有の被害をもたらしました。

とりわけ、厚東川河口の堤防の決壊で、厚南・藤山地区は297人の死者・行方不明者を出しました。

高潮による最大潮位偏差は163cm、最高潮位はTP367cm=DL578cm(既往最高位)が記録されました。

(人)

種別	死亡	行方不明	負傷	合計
人数	232	65	118	415

(棟)

種別	流失	倒壊	半壊	浸水	合計
住宅	472	71	643	5,082	6,268
その他	58	98	175	10,201	10,532
合計	530	169	818	15,283	16,800

平成11年（1999年）9月24日には、台風18号が宇部市に上陸し、満潮時間と重なったため、特に東岐波・西岐波地区の沿岸部に甚大な被害をもたらしました。

また、山口宇部空港が護岸の崩壊により水没し、5日間にわたり閉鎖されました。

重傷者4名、軽傷者7名を出しましたが、幸いにも死者・行方不明者はいませんでした。

高潮による最大潮位偏差は223cm、最高潮位はTP363cm=DL574cmが記録されました。

(人)

種別	死亡・行方不明	重傷	軽傷	合計
人数	0	4	7	11

(棟)

種別	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	合計
住宅	13	536	5,769	241	3,408	9,967
その他	42	28	—	—	—	70
合計	55	564	5,769	241	3,408	10,037

(3) 南海トラフ地震等による地震・津波災害

① 南海トラフ地震

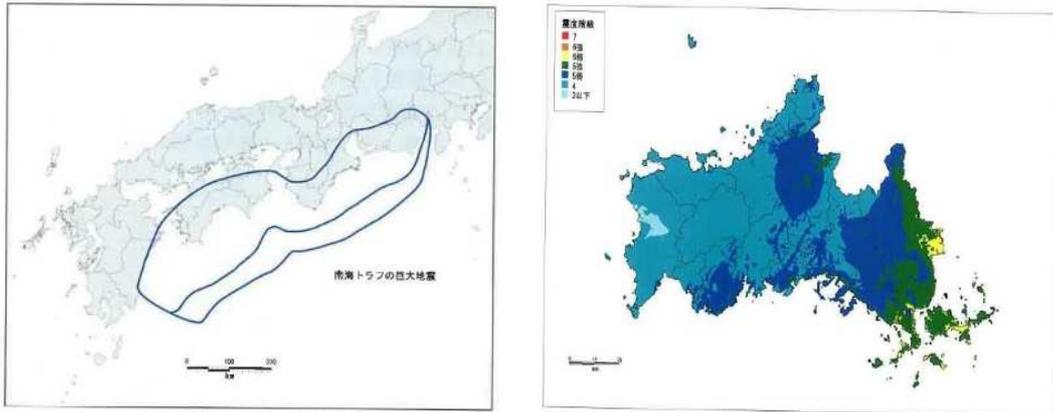
南海トラフに震源を有する地震は過去100～150年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらしました。震源位置によって東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれますが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられています。

国の地震調査研究推進本部によれば、令和3年（2021年）1月1日を基準日として南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70%～80%と予想されており、地震規模はマグニチュード（M）8～9クラスとされています。

【南海トラフ地震の被害想定結果】

想定地震	最大震度	最高津波 水位 (T.P.m)	被害想定			
			人的被害		建物被害	
			死者	負傷者	全壊	半壊
南海トラフ 巨大地震 (M9クラス)	5強	3.2m (丸尾港) 2.9m (宇部港)	29人	1人	423棟	3,694棟

(想定震源域)



(出典 山口県地震・津波被害想定調査報告書)

② 活断層による地震

活断層とは、過去に繰り返し活動し、今後も再び活動すると考えられる断層です。

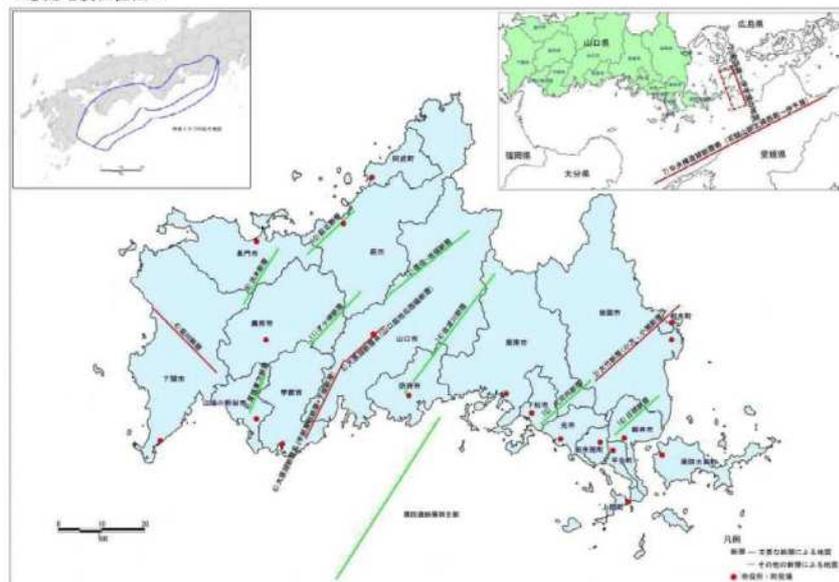
本市にも活断層が存在し、活動間隔は数千年から数万年とされていますが、発生時期の推定は困難です。

これらの活断層が動いた場合、直下型の地震が発生するため、大きな揺れが想定されます。

【大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）地震の被害想定結果】

想定地震	最大震度	被害想定			
		人的被害		建物被害	
		死者	負傷者	全壊	半壊
大原湖断層系 地震（M7クラス）	7	564人	3,013人	7,591棟	20,605棟

<想定地震位置図>



第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化の推進を図る上で必要な対策を明らかにするため、本市の強靱化の現状と課題を評価すること（脆弱性評価）は、重要です。

このため、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、脆弱性評価を行い、評価結果に基づき、対応方策を検討しました。

2 脆弱性評価の手順

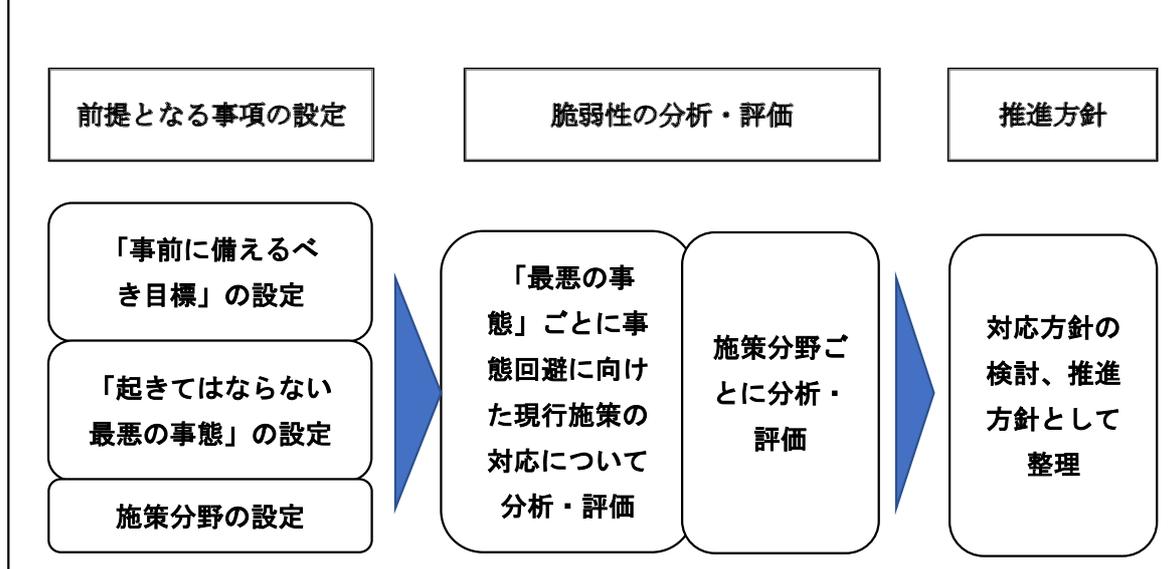
最悪の事態ごとの脆弱性評価

- 想定するリスクを踏まえ、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定した上で、最悪の事態を回避するための施策を洗い出し、具体的な指標を用いて進捗状況を把握し、現状を分析・評価します。

施策分野ごとの脆弱性評価

- その上で、効果的な取組を推進するため、施策分野を設定し、分析・評価します。

（脆弱性評価の流れ）



(1) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項において、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされています。

本計画では、県地域計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、34の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
災害発生時	災害発生直後		
1 人命の保護		1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	津波による死傷者の発生
		1-3	高潮や河川の氾濫などによる長期的な浸水
		1-4	土砂災害による死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生
2 救助・救急、 医療活動		2-1	被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止
		2-2	長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	救助・救急活動等の機能停止
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の発生
		2-7	劣悪な避難生活環境による被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 行政機能の 確保		3-1	行政機能の大幅な低下
4 情報通信 機能の確保		4-1	情報通信機能の麻痺・長期停止

事前に備えるべき目標			起きてはならない最悪の事態	
災害発生直後	復旧	復興		
5 地域経済活動の維持			5-1	企業の生産力低下による競争力の低下
			5-2	社会経済活動等の維持に必要なエネルギーの供給停止
			5-3	コンビニート・産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
			5-5	食料等の安定供給の停滞
6 ライフラインの 確保及び早期復旧			6-1	電気、ガス等の長期間にわたる機能停止
			6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
			6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7 二次災害の防止			7-1	市街地での大規模火災の発生
			7-2	有害物質の大規模拡散・流出
			7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
			7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
			7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 迅速な復旧・復興			8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-5	長期にわたる浸水被害により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-6	貴重な文化財の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失
			8-7	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(2) 施策分野の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第4項において、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされています。

本計画では、県地域計画を踏まえ市・関係機関等の取組主体が、効果的な取組を推進するため、8つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定しました。

(個別施策分野)

- | | |
|----------|------------|
| ①行政機能/消防 | ②住宅・都市/環境 |
| ③保健医療・福祉 | ④産業・エネルギー |
| ⑤情報・通信 | ⑥交通・物流 |
| ⑦農林水産 | ⑧国土保全・土地利用 |

(横断的分野)

- | | |
|---------------|-------|
| ⑨リスクコミュニケーション | ⑩人材育成 |
| ⑪官民連携 | |

3 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果は、別紙1のとおりです。また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2のとおりです。

【主な脆弱性評価の結果】

- 災害を未然に防止する公共土木施設等（橋梁、堤防等）の計画的な整備が必要
- 生活・社会基盤の耐震化や公共土木施設等の老朽化への対応が必要
- 災害時の輸送・復旧活動を支える道路ネットワークの整備が必要
- 石油コンビナート等での防災対策が必要
- 「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化が必要
- 早期避難等のため多様な情報伝達手段の確保が必要

第4章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

推進方針は、脆弱性評価の結果を踏まえ、ハード・ソフト両面から、基本目標の達成に向け今後必要となる対応策（4.1 施策※）を施策分野ごとに取りまとめました。

また、推進方針の進捗状況を可能な限り定量的に評価し、計画の進行管理を行うため、2.3の重要業績評価指標（KPI）を設定しました。（一覧は別表P.21～22）

※施策：この章の以下に記載する、(施策)の項目

（1）行政機能／消防

災害応急対策の円滑な実施のため、防災拠点となる公共施設の強化や消防施設の耐震化、消防車両の整備などを図ります。

《行政機能》

防災拠点となる公共施設等の強化

（防災拠点となる公共施設等の耐震化）

- 本庁舎建替を機に、防災拠点施設としての機能維持を図ることを目的として、1期棟には基礎免震構造、2期棟には耐震構造を採用し、耐震安全性を確保する。
- 市が所有する防災拠点となる公共施設については、宇部市公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画を策定し、耐震改修工事の実施や建替等適切な維持管理、修繕、更新等を行う。

（防災拠点施設における電力の確保）

- 国の補助事業等を活用して、再生可能エネルギー設備や蓄電池等の導入を推進する。

避難所の確保・充実

- 指定緊急避難場所や指定避難所の追加指定を進めるとともに、協定による民間施設の活用、近隣市町との相互受け入れ等による避難先の確保に取り組む。
- 良好な避難環境の整備のため、各避難所に感染症対策に資する備蓄品及び非常食の配備を進めていく。

《消防》

消防施設の耐震化

（消防施設の耐震化）

- 耐震化が未完了の消防施設について、耐震改修又は建替を推進する。

(消防車両等の充実強化)

- 複雑、多様化かつ大規模化する災害へ対応するため、計画的な消防車両等の更新、機能強化を図る。

(消防通信施設の整備及び維持管理)

- 消防通信施設等の計画的な整備及び維持管理を行う。

消防団員の確保・育成

- 地域防災体制の強化を図るため、消防団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表示制度等を通じて消防団員の確保を図る。
- 消防操法大会を通じた消防団員の技術向上、訓練等を通じた災害時の緊急対応の習熟を図る。

(2) 住宅・都市／環境

災害に強いまちづくりを進めるため、学校・住宅・大規模建築物等の耐震化や避難路・避難地の確保など都市防災機能の向上を推進するとともに、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行う体制を整備します。

《住宅・都市》

学校施設の耐震化

- 安心安全な施設環境を整えるため、耐震化が未完了の学校施設について、改築による耐震化を推進する。

住宅・建築物の耐震化

(住宅の耐震化)

- 地震による住宅の倒壊被害等から市民を守るため、県と協力し、耐震化の普及啓発を図るとともに、国庫補助制度等を活用して住宅の耐震診断・耐震改修を支援し、耐震化を促進する。

(大規模建築物の耐震化)

- 多数の者が利用する建築物等について、県と協力し、耐震化を促進する。

都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- ハザードマップや災害履歴等の情報を踏まえ、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策を盛り込んだ宇部市都市計画マスタープランにより、都市の防災機能の向上を図る。

(都市施設の整備)

- 延焼防止や避難地・避難路の確保など都市の防災機能の向上を図るため、計画的に市街地における街路や公園等の整備を含めた面的整備を推進する。

(ときわ公園の整備)

- 延焼防止など、ときわ公園の防災機能の向上を図るため、計画的に整備を推進する。

(大規模盛土造成地の耐震化)

- 大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、宅地の安全性を把握し、必要に応じて滑動崩落防止策を講じることにより耐震化を推進する。

住宅の防災対策の推進

(住宅の防火対策の推進)

- 火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するために、条例に適合する全ての箇所への住宅用火災警報器の設置を推進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。

(空き家対策の推進)

- 防災上の問題等を解決するため、空き家等の所有者等による、適切な管理を促進する。

また、必要に応じて、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条に基づき登記簿や固定資産税情報等から所有者等を特定し、適切な管理についての助言等を行う。

査察体制の強化

- 立入検査時等において防火対象物の不備事項を把握し、適宜、不備の内容に応じた改修等の指導を行い、火災の発生及び火災の拡大防止を推進する。

文化財防災対策の促進

(文化財防災対策の促進)

- 指定文化財を中心とした文化財の巡視を継続的に行うとともに、無形民俗文化財の存続に向けた取組を支援する。
- 文化財建造物の改修や消防設備等の防災対策の充実にに向けた整備を行うとともに、防火訓練の実施等により、防災意識の向上を図る。

上水道施設等の耐震化等の推進

(上水道全管路・浄水施設・配水池耐震化)

- 上水道施設の耐震化を計画的に進める。

(応急給水能力の向上)

- 大規模災害時に最低限必要な水（市民一人あたり1日あたり3リットル、全市民約30日分）を常時確保するとともに、迅速な応急給水活動を実施するため、応急給水拠点に仮設水槽や仮設給水栓を整備する。

下水道施設等の耐震化等の推進

(処理場・ポンプ場・管きょ耐震化)

- 下水道ストックマネジメント計画に基づき、改築更新を計画的に進めることで、耐震性能の向上を図る。

(農業集落排水施設等の計画的な改築・更新)

- 災害時に最低限の処理機能を維持するため、農業集落排水施設等の改築更新を計画的に推進する。

《環境》

災害廃棄物処理対策の推進

- 宇部市災害廃棄物処理計画に沿って、連携協定・仮置き場選定等、災害廃棄物の迅速・適正な処理体制を整備する。

ごみ焼却施設の維持管理

- ごみ焼却施設について、令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)にかけて、老朽化した設備の交換・補修等を一体的に行う基幹的設備改良工事を行い、長寿命化を計画的に進める。

火葬場の更新

- 老朽化が進んでいる火葬場について、令和10年度(2028年度)を目途に施設を更新する。

有害物質対策の推進

- 県や消防と連携して関係事業者による流出防止措置の徹底や、事故発生時の対応体制の整備を促進する。

(3) 保健医療・福祉

迅速かつ適切な医療救護活動が行われるよう、災害医療や福祉に係る関係機関との連携強化を図ります。

また、高齢者や障害者等避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、名簿の更新・拡充や福祉避難所の確保を推進します。

社会福祉施設の耐震化

- 施設利用者の安全を確保するため、県と連携し社会福祉施設の設置者に対し、耐震診断・耐震改修の必要性の普及・啓発等を行い、耐震化を促進する。

社会福祉施設等における大規模災害を想定した避難計画の策定等

- 対象施設の避難確保計画作成及び避難訓練実施を促進する。

社会福祉施設等の非常時における業務復旧

- 社会福祉施設等において、災害発生時に優先的に実施すべき業務を予め選定しておく事業継続計画（BCP）策定を促進する。

災害医療や福祉に係る関係機関の連携強化

- 災害時の感染症の発生回避・まん延防止のため、定期の予防接種の確実な実施を促進する。
- 社会福祉施設等において、災害時の福祉サービス提供体制を維持するため、県と連携し、福祉人材の派遣等、支援体制の整備を図る。
- 災害時に高齢者等が必要な生活支援が受けられるように、県と連携して社会福祉施設等を運営する事業所との情報伝達・ネットワーク、人材確保体制等を整備する。

要配慮者対策の推進

（避難行動要支援者対策の推進）

- 民生委員等各機関と連携し、地域の避難行動要支援者の把握に努め、宇部市災害時避難支援制度への登録を促す。また、避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、個別計画の策定を推進する。

（福祉避難所の指定）

- 避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所を確保するため、社会福祉施設との協定締結等により、受け入れ施設の確保を推進する。

（４）産業・エネルギー

経済活動が機能不全に陥らないよう、企業BCP策定の支援や、災害時における非常用エネルギーの確保や、大規模産業施設に係る事故未然・拡大防止を推進するとともに、石油コンビナート地区における防災対策を強化します。

企業BCP策定の支援

- 商工会議所、商工会等と連携し、企業のBCP策定を支援する。

大規模産業施設に係る事故未然・拡大防止

- 大規模産業施設の事故防止のため、事業所による自主点検等の状況を確認することが必要であり、立入検査等を通じ、事故の発生及び拡大防止を推進する。

石油コンビナート防災対策の推進

- 防災訓練等を通じ、防災活動の習熟、及び関係機関相互の連携強化を図り、コンビナート防災体制の強化を推進する。

再生可能エネルギーの導入促進

- (仮称) 宇部市再生可能エネルギー推進計画等を策定し、避難所や地域への再生可能エネルギー設備の導入を推進する。

(5) 情報・通信

迅速かつ的確に被害情報等を収集するとともに、市民へ防災情報を提供するため、屋外スピーカーや防災ラジオなど多様な情報伝達手段の整備を行います。

多様な情報伝達手段の確保

- 宇部市防災情報伝達手段整備計画に基づき、屋外スピーカーや防災ラジオなど整備を行い、防災情報伝達手段の多様化・多重化を図る。
- 情報取得手段の多重化を市民に呼びかけるとともに、災害発生時において、関係機関と連携しながら、的確な情報発信に努める。

迅速かつ的確な被害情報の収集

- 被害情報を迅速かつ的確に収集するため、スマートフォンのアプリ等を使用した市民からの通報体制を整備する。

(6) 交通・物流

大規模災害時における避難や支援物資の受入・輸送等を円滑に実施するため、道路施設の長寿命化や維持管理など老朽化対策を推進するとともに、災害時にも機能する道路ネットワークの構築を図ります。

道路の防災対策の推進

(道路施設の老朽化対策)

- 大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁、トンネル等については5年に1回の頻度で定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画等を策定し、計画に基づく修繕・更新を推進する。

道路ネットワークの整備

- 災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や幹線道路の適正な整備や維持管理を実施するとともに、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、生活に身近な道路の整備を推進する。

(7) 農林水産

農地・農業用施設の被害の防止を図るため、危険ため池の改修や、ため池ハザードマップの作成など、農地防災を推進するとともに、農業生産基盤の整備や農業生産体制の強化を図ります。

また、漁港施設については、機能保全計画に基づいた老朽化対策を推進し、漁業生産基盤の強化を図ります。

農地防災の推進

- 決壊した場合に水害その他の災害により周辺地域に被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池について、廃止や改修等の防災工事を計画的に取り組むとともに、ハザードマップの作成など、ハードとソフトの両面から決壊等による災害を防止・軽減する。
- 施設の損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕等を実施する予防保全型の維持管理へ転換することにより、経費の削減と予算の平準化を図り、農業用水路などの長寿命化対策を推進する。

農業生産基盤の整備

- 農業生産活動を維持し、低コスト化と生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化等の農業生産基盤の整備を推進するとともに、集落間連携等による新たな人材の確保や地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する。

農業生産体制の強化

- 農業の生産体制を強化するため、法人経営の複合化・多角化による経営体質の強化や新規就業者の確保・定着などに取り組み、集落営農法人等を核とした生産構造改革を推進するとともに、災害時には、県、農業団体等と連携し、応急措置や復旧に向けた現地指導を実施する。

漁港施設の整備

(漁港施設の整備)

- 機能保全計画に基づいた各漁港施設の維持管理・更新等の老朽化対策を推進する。

(8) 国土保全・土地利用

災害に強く迅速な復旧復興が可能な市土づくりを進めるため、海岸保全施設の整備や河川改修、治山事業などハード対策を推進するとともに、高潮ハザードマップの作成などソフト対策にも取り組みます。

津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- 過去に繰り返し甚大な被害が発生した高潮や、発生が懸念される地震・津波に備えるため、海岸保全基本計画に基づき、計画的に海岸保全施設の整備を推進するとともに、長寿命化計画に基づく老朽化対策を進める。

(高潮ハザードマップの整備)

- 県が作成する高潮浸水想定区域図に基づき、宇部市高潮ハザードマップを作成する。

洪水対策の推進

(河川改修、水路整備の推進)

- 近年の気象変動を考慮すると、集中豪雨はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、市民の暮らしの安心・安全を確保するためには、洪水対策が重要であることから、河川改修や水路整備を着実に推進する。

(河川管理施設の耐震化)

- 背後の地盤高が低く、地震により堤防が沈下すれば、大潮時に海水が越えて甚大な浸水被害が発生するおそれがある区間を優先し、耐震対策を推進する。

山地災害対策の推進

(荒廃森林の整備)

- 森林は木材の供給をはじめ、水質の保全や災害の防止など、様々な重要な役割を担っており、荒廃森林の整備を計画的に推進する。

土砂災害対策の推進

(土砂災害防止施設の整備、老朽化対策)

- 危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に土砂災害防止施設を整備するとともに、所定の機能・性能を維持・確保するため、修繕・改築等を推進する。

(土砂災害ハザードマップの整備)

- 土砂災害から住民が迅速かつ的確に避難できるよう、「住民参加型土砂災害ハザードマップ」の作成を推進する。

迅速な復旧・復興に向けた取組

(応急仮設住宅建設候補地の確保)

- 応急仮設住宅の必要戸数を確保するため、建設候補地の新規選定を行っていく。

(地籍調査の推進)

- 円滑な復旧・復興を確保するため、土地境界等の把握に必要な地籍調査を着実に推進する。

(9) リスクコミュニケーション

「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化、避難体制の整備に取り組みます。

地域防災力の充実強化

(地域防災力の充実強化)

- 自主防災組織活動の活性化を支援し、自主防災組織等による地域ぐるみの防災活動を促進する。

(避難体制の整備)

- 地域住民による自主的な避難所運営ガイドラインを活用し、避難所における「避難所運営の手引き」の作成を支援する。
- 地区における率先避難・呼びかけ避難体制づくりを進めていくとともに、自主防災組織役員や自治会長、消防団員、防災士等を、避難を牽引するリーダーとして養成する。

(10) 人材育成

防災教育を推進するとともに、自主防災組織や消防団等の地域防災を担う人材の確保・育成に取り組めます。

人材の育成・確保

(防災教育の推進)

- 災害の発生に対して、児童生徒が主体的に行動できるように防災教育の推進を図るとともに、避難訓練の在り方を見直し内容を充実させる。

(防災の担い手づくり)

- 地域ぐるみによる防災活動の促進、防災意識の醸成に係る取組等を通じて、自主防災組織の育成や消防団員の確保など防災の担い手づくりの取組を進める。

(11) 官民連携

迅速かつ効果的な応急対策を実施するため、民間事業者との協定の締結や、官民連携した支援体制の整備に取り組めます。

応援協定の締結・拡充

- 迅速かつ効果的な応急対策が実施できるよう、協定の締結・拡充など、民間事業者等との連携・支援体制の整備に努めるとともに、協定に基づく効果的な運用を図る。
- 行政間、民間団体等と災害時の応援協定を締結しており、平時からその実効性のある運用に向けた取組を推進する。

重要業績評価指標（KPI）一覧

1 行政機能／消防

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
1	消防団員数（人）	742（R1）	820（R3）

2 住宅・都市／環境

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
1	小中学校耐震化率（％）	97.4（R1）	100（R3）
2	住宅の耐震化率（％）	85.0（H30）	95.0（R7）
4	大規模盛土造成地の安全性の把握調査箇所数	0（R2）	7（R7）
5	上水道全管路耐震適合率（％）	25.9（R1）	30.2（R7）
6	浄水場耐震化率（％）	0（R1）	51.7（R7）
7	配水池耐震化率（％）	45.8（R1）	91.8（R7）
8	給水拠点への仮設水槽及び仮設給水栓の整備件数（箇所（％））	11（46） （R1）	24（100） （R7）
9	下水道ストックマネジメント計画に基づく機械・電気設備の改築、更新（下水処理場の耐震化）（件数）	5（R1）	23（R7）
10	下水道ストックマネジメント計画に基づく機械・電気設備の改築、更新（下水ポンプ場の耐震化）（件数）	2（R1）	18（R7）
11	下水道ストックマネジメント計画に基づく老朽管路の改築更新延長（下水管きよの耐震化）（km）	6.1（R1）	28.5（R7）
12	環境基準の達成率 大気（二酸化硫黄、二酸化窒素）（％）	100（R1）	100（R7）
13	環境基準の達成率 水質（人の健康の保護に関する項目）（％）	100（R1）	100（R7）

5 情報・通信

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
1	防災情報手段を確保している世帯の割合（％）	23％（R1）	100％（R3）

6 交通・物流

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
1	道路橋修繕実施率箇所数（累計）	6 (R2)	21 (R7)

7 農林水産

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
1	危険ため池の整備箇所数（累計）	40 (R1)	44 (R7)
2	ため池ハザードマップの作成箇所数（累計）	69 (R1)	157 (R7)
3	区画整理面積（累計）(ha)	648 (R1)	672 (R7)
4	中山間地域等直接支払取組面積（年間）(ha) （農地・農業用施設の保全活動の推進）	520 (R2)	520 (R7)
5	多面的機能支払取組面積（年間）(ha) （農地・農業用施設の保全活動の推進）	770 (R2)	770 (R7)

8 国土保全・土地利用

No.	重要業績評価指標	現状値	目標値
1	経営管理権集積計画書の策定率（%） （荒廃森林の整備）	0 (R1)	100 (R7)
2	地籍調査の進捗率（%）	28.9 (R1)	30.9 (R7)

第5章 計画の着実な推進

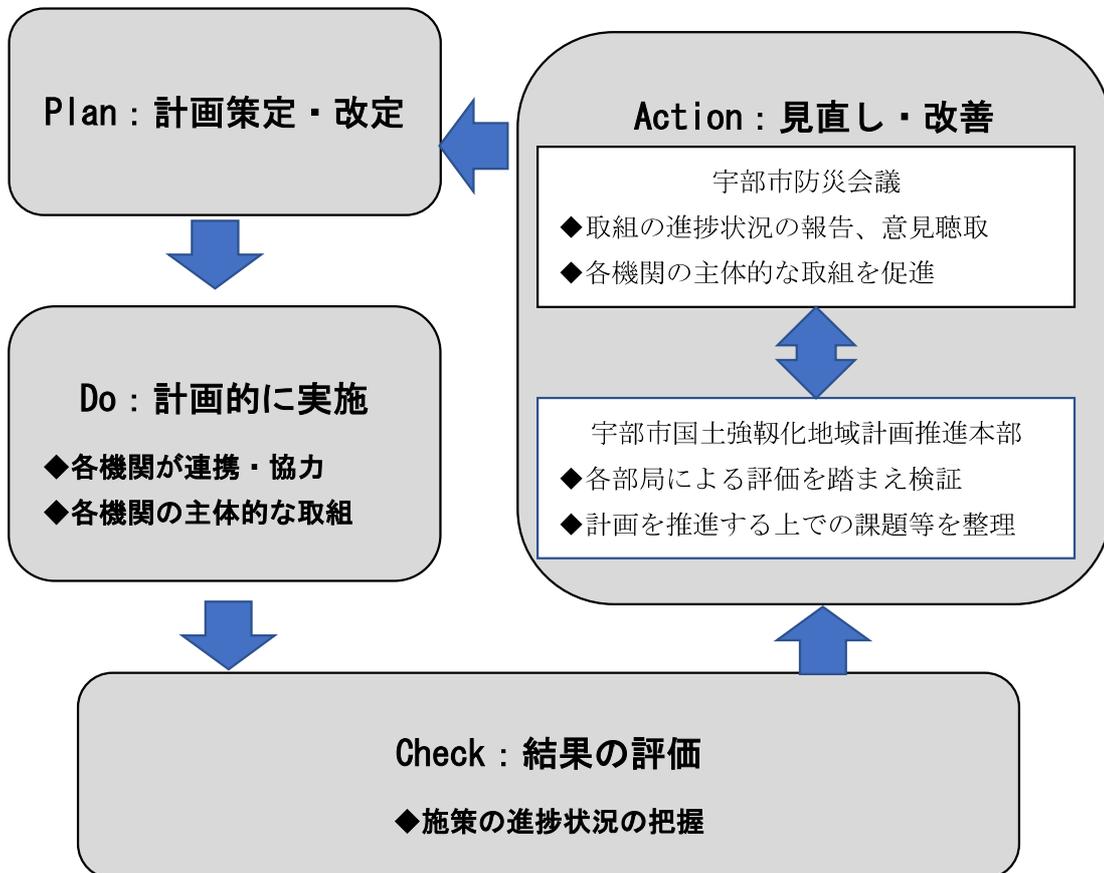
1 計画の推進体制

国土強靱化は、市・関係機関が連携・協力し、一体となって取組を推進する必要があることから、毎年度、宇部市防災会議に取組の進捗状況等を報告するとともに、各機関の主体的な取組を促進するなど、計画の着実な推進を図ります。

2 計画の進行管理

毎年度、重要業績評価指標（KPI）の達成状況や、数値では測れない定性的な取組状況も含め、施策の進捗状況等を、各部局で構成する宇部市国土強靱化地域計画推進本部において把握し、検証を行った上で、宇部市防災会議の意見等を踏まえ、必要に応じて、見直し、改善を行うなど、PDCAサイクルにより計画の進行管理を進めます。

PDCAサイクル



別紙 1

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

目標1【人命の保護】

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生

防災情報伝達手段の整備

○災害死亡者ゼロのまちづくりを進めるため、防災情報伝達手段の多様化・多重化を図り、防災情報伝達手段を確保している世帯の割合を増やしていく必要がある。

学校施設の耐震化

○学校施設は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時には地域の避難場所となることから、可能な限り早期に耐震化を完了する必要がある。

住宅・建築物等の耐震化(大規模建築物の耐震化)

○多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修を行い、またはその支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。

住宅の防災対策の推進(空き家対策の推進)

○市内の空き家率は16.4%(H30)で山口県の17.6%より低いものの、全国の13.6%より高い割合となっており、今後も人口減少等により、さらに増加することが予想される。適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。

社会福祉施設の耐震化

○社会福祉施設(高齢者福祉施設等)の耐震化率は94.0%(H29)であり、災害時の入所者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。

社会福祉施設の耐震化

○社会福祉施設(障害)の耐震化率は91.7%(H29)であり、災害時の入所者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。

社会福祉施設の耐震化

○社会福祉施設(保育所等)は児童が日中の大半を過ごす場であり、安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。

道路の防災対策の推進(道路施設の老朽化対策)

○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

都市の防災機能の向上(防災・減災のまちづくりの推進)

○様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について宇部市都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

住宅・建築物等の耐震化(住宅の耐震化)

○住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

大規模盛土造成地の耐震化

○大規模地震時等における滑動崩落による宅地被害の軽減を図るため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

住宅の防火対策の推進

○住宅用火災警報器の設置率は、全国平均、県平均に比べ低いことから、さらなる普及啓発を行う必要がある。

文化財等防災対策の促進

○文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策を促進する必要がある。

消防車両等の充実強化

○複雑、多様化かつ大規模化する災害へ対応するためには、車両更新計画に基づき、老朽化した消防車両等の更新を行い、出動体制を整える必要がある。

【重要業績評価指標】

防災情報手段を確保している世帯の割合 13%(H29)
 小中学校耐震化率 97.4%(R1)
 道路橋修繕実施率箇所数(累計) 6箇所(R2)
 住宅の耐震化率 85.0%(H30.10)
 大規模盛土造成地の安全性の把握調査箇所数 0箇所(R2)

<p>1-2) 津波による死傷者の発生</p> <p>防災情報伝達手段の整備 ○災害死亡者ゼロのまちづくりを進めるため、防災情報伝達手段の多様化・多重化を図り、防災情報伝達手段を確保している世帯の割合を増やしていく必要がある。</p> <p>避難行動要支援者対策の促進 ○地域の避難行動要支援者を把握し、適切な避難につながるよう宇部市災害時避難支援制度への登録を促し、個別計画の策定を促進する必要がある。</p> <p>社会福祉施設等における大規模災害を想定した避難計画の策定 ○警戒区域内の社会福祉施設に避難確保計画の作成を指示し、該当施設で適切な避難態勢が整うように取り組む必要がある。</p> <p>道路の防災対策の推進(道路施設の老朽化対策) ○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。</p> <p>都市の防災機能の向上(防災・減災のまちづくりの推進) ○様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について宇部市都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。</p> <p>住宅・建築物等の耐震化(大規模建築物の耐震化) ○多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。</p> <p>【重要業績評価指標】 防災情報手段を確保している世帯の割合 13%(H29) 道路橋修繕実施率箇所数(累計) 6箇所(R2) 住宅の耐震化率 85.0%(H30)</p>
<p>1-3) 高潮や河川の氾濫などによる長期的な浸水</p> <p>防災情報伝達手段の整備 ○災害死亡者ゼロのまちづくりを進めるため、防災情報伝達手段の多様化・多重化を図り、防災情報伝達手段を確保している世帯の割合を増やしていく必要がある。</p> <p>津波・高潮対策の推進(海岸保全施設の整備) ○台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。</p> <p>津波・高潮対策の推進(高潮ハザードマップの整備) ○平成27年(2015年)7月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、県による高潮浸水想定の見直し後、高潮ハザードマップを整備する必要がある。</p> <p>洪水対策の推進(河川改修、水路整備の推進) ○近年では、集中豪雨により甚大な浸水被害が発生していることから、河川改修や水路整備を推進する必要がある。</p> <p>都市の防災機能の向上(防災・減災のまちづくりの推進) ○様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について宇部市都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。</p> <p>社会福祉施設等における大規模災害を想定した避難計画の策定 ○警戒区域内の社会福祉施設に避難確保計画の作成を指示し、該当施設で適切な警戒態勢が整うように取り組む必要がある。</p> <p>【重要業績評価指標】 防災情報手段を確保している世帯の割合 13%(H29)</p>

<p>1-4) 土砂災害による死傷者の発生</p> <p>防災情報伝達手段の整備 ○ 災害死者ゼロのまちづくりを進めるため、防災情報伝達手段の多様化・多重化を図り、防災情報伝達手段を確保している世帯の割合を増やしていく必要がある。</p> <p>土砂災害対策の推進(土砂災害防止施設の整備) ○ 土砂災害を防止・軽減するため、土砂災害防止施設の整備を、危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に進める必要がある。</p> <p>土砂災害対策の推進(土砂災害防止施設の老朽化対策) ○ 老朽化による機能低下を防止し、土砂災害防止施設の所定の機能・性能を維持・確保するため、適正に対策を実施する必要がある。</p> <p>土砂災害対策の推進(土砂災害ハザードマップの整備) ○ 土砂災害からの適切な避難行動につながるよう住民の意識啓発を図るため、住民自ら作成する「住民参加型土砂災害ハザードマップ」の作成支援を行う必要がある。</p> <p>都市の防災機能の向上(防災・減災のまちづくりの推進) ○ 様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について宇部市都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。</p> <p>社会福祉施設等における大規模災害を想定した避難計画の策定 ○ 警戒区域内の社会福祉施設に避難確保計画の作成を指示し、該当施設で適切な警戒態勢が整うように取り組む必要がある。</p> <p>【重要業績評価指標】 危険ため池の整備箇所数(累計) 40箇所(R1) 防災情報手段を確保している世帯の割合 13%(H29)</p>
<p>1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生</p> <p>防災情報伝達手段の整備 ○ 災害死者ゼロのまちづくりを進めるため、防災情報伝達手段の多様化・多重化を図り、防災情報伝達手段を確保している世帯の割合を増やしていく必要がある。</p> <p>避難体制の整備 ○ 防災に関する情報を、確実な避難行動に繋げていくため、地域の災害リスクをあらかじめ把握し、地域で呼びかけあって避難する具体的な体制づくりを進めていく必要がある。</p> <p>避難行動要支援者対策の促進 ○ 地域の避難行動要支援者を把握し、適切な避難につながるよう宇部市災害時要援護者避難支援制度への登録を促し、個別計画の策定を促進する必要がある。</p> <p>防災教育の推進 ○ 防災教育については、近年想定以上の災害の発生が見られることから、児童生徒が状況に応じて主体的に避難行動等がとれるように指導することが必要である。</p> <p>【重要業績評価指標】 防災情報手段を確保している世帯の割合 13%(H29)</p>

目標2【救助・救急、医療活動】

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1) 被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止**応援協定の締結・拡充**

○災害時に生活必需品等の物資を確保できるよう民間事業者と協定を締結し、流通備蓄による対策を進めており、平時から実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。

道路の防災対策の推進(道路施設の老朽化対策)

○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

道路ネットワークの整備

○災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や幹線道路の適正な整備や維持管理を実施する必要がある。

災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活に身近な道路の整備を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

道路橋修繕実施率箇所数(累計) 6箇所(R2)

2-2) 長期にわたる孤立集落等の発生**道路の防災対策の推進(道路施設の老朽化対策)**

○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

道路ネットワークの整備

○災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や幹線道路の適正な整備や維持管理を実施する必要がある。

災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活に身近な道路の整備を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

道路橋修繕実施率箇所数(累計) 6箇所(R2)

2-3) 救助・救急活動等の機能停止**消防施設の耐震化**

○救助・救急活動等の中核的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設の機能を確保するため、消防局や消防署の耐震化を行う必要がある。

消防団員等の確保・育成

○過疎化・高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。

【重要業績評価指標】

消防団員数 656人(H29)

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶**道路の防災対策の推進(道路施設の老朽化対策)**

○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

再生可能エネルギーの導入促進

○災害時に系統電力が遮断された場合に備えて自立・分散型電源を確保するため、避難所となる公共施設や一般住宅・事業所等に再生可能エネルギー設備等の導入を促進する必要がある。

【重要業績評価指標】

道路橋修繕実施率箇所数(累計) 6箇所(R2)

<p>2-5) 医療機能の麻痺</p> <p>社会福祉施設等の非常時における業務復旧 ○社会福祉施設等に福祉サービス利用者が被災後速やかに、利用を再開できるような体制が整備されている必要がある。</p> <p>社会福祉施設の耐震化 ○社会福祉施設(障害)の耐震化率は91.7%(H29)であり、災害時の入所者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。</p> <p>社会福祉施設の耐震化 ○社会福祉施設(高齢者福祉施設等)の耐震化率は94.0%(H29)であり、災害時の入所者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。</p> <p>道路の防災対策の推進(道路施設の老朽化対策) ○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。</p> <p>道路ネットワークの整備 ○災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や幹線道路の適正な整備や維持管理を実施する必要がある。 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活に身近な道路の整備を進める必要がある。</p> <p>都市の防災機能の向上(防災・減災のまちづくりの推進) ○様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について宇部市都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。</p> <p>【重要業績評価指標】 道路橋修繕実施率箇所数(累計) 6箇所(R2)</p>
<p>2-6) 被災地における疫病・感染症等の発生</p> <p>感染症対策の推進 ○被災地において、感染症が発生・まん延しないよう集団免疫獲得のため、平時から定期の予防接種の対象者が確実に予防接種を受ける必要がある。</p> <p>下水処理場の耐震化(上下水道局) ○社会的影響が大きいとされる下水処理場について、優先順位の高いものから改築更新することで耐震性能を確保し、地震等の災害においても、最低限の水処理機能を維持し、公共用水域の水質保全、公衆衛生の確保、浸水の防除に努める必要がある。</p> <p>下水道ポンプ場の耐震化(上下水道局) ○社会的影響が大きいとされる下水ポンプ場について、優先順位の高いものから改築更新することで耐震性能を確保し、地震等の災害においても、最低限の水処理機能を維持し、公共用水域の水質保全、公衆衛生の確保、浸水の防除に努める必要がある。</p> <p>下水道管きよの耐震化(上下水道局) ○社会的影響が大きいとされる下水道管きよについて、優先順位の高いものから改築更新することで耐震性能を確保し、地震等の災害においても、最低限の水処理機能を維持し、公共用水域の水質保全、公衆衛生の確保、浸水の防除に努める必要がある。</p> <p>【重要業績評価指標】 下水道ストックマネジメント計画に基づく下水処理場の機械・電気設備の改築、更新件数 5件(R1) 下水道ストックマネジメント計画に基づく下水ポンプ場の機械・電気設備の改築、更新件数 2件(R1) 下水道ストックマネジメント計画に基づく老朽管きよの改築更新延長 6.1km(R1)</p>
<p>2-7) 劣悪な避難生活環境による被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p> <p>避難所等の確保 ○災害の種類や被災状況(施設の被災を含む)により、避難者数や収容者数は変わり、局所的に避難所・避難場所が不足する可能性もあることから、引き続き、施設改修による追加など、指定避難所、緊急避難場所の指定促進等を図る必要がある。 ○協定による民間施設の活用、近隣市町との相互受け入れ等により、収容先を確保する必要がある。</p> <p>福祉避難所の指定 ○避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所を確保するため、協定締結等により、受け入れ施設を確保する必要がある。</p>

目標3【行政機能の確保】
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機能の大幅な低下

消防施設の耐震化

○救助・救急活動等の中核的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設等の機能を確保するため、消防局や消防署の耐震化を行う必要がある。

防災拠点となる公共施設等の強化(防災拠点となる公共施設等の耐震化)

○市民センターやふれあいセンターなどの公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設だが、多くは老朽化が顕在しており、引き続き、耐震化等の対応が必要である。

○公共施設等の機能を継続的に維持するため、メンテナンスサイクル(点検→診断→措置→記録)を構築し、損傷が軽微なうちに補修等により長寿命化を図る「予防保全」的な対策を継続的に進め、維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図る必要がある。

○施設の老朽化等に伴う更新、修繕については、令和2年度策定予定の個別施設計画に基づき実施する必要がある。

防災拠点となる公共施設の強化(防災拠点施設[*]における電力の確保)

○自立・分散型電源の確保により防災拠点としての機能を維持するため、再生可能エネルギー設備や蓄電池等の導入を促進する必要がある。

洪水対策の推進(河川改修、水路整備の推進)

○近年では、集中豪雨により甚大な浸水被害が発生していることから、河川改修や水路整備を推進する必要がある。

道路の防災対策の推進(道路施設の老朽化対策)

○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

道路ネットワークの整備

○災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や幹線道路の適正な整備や維持管理を実施する必要がある。

災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活に身近な道路の整備を進める必要がある。

防災拠点となる公共施設等の強化

○市庁舎は災害対応の拠点となる重要な施設であり、耐震化を推進する必要がある。

【重要業績評価指標】

道路橋修繕実施率箇所数(累計) 6箇所(R2)

目標4【情報通信機能の確保】
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

<p>4-1) 情報通信機能の麻痺・長期停止</p> <p>消防通信施設の整備及び維持管理</p> <p>○災害対応に万全を期し、市民の安全と安心を確保するため、119番通報の受付から、その後の消防活動全般を支援する消防通信指令システムの老朽化等に伴う設備の更新・維持管理を行う必要がある。</p> <p>○24時間365日システムを安定稼働させるため、非常用発電設備等必要な施設の整備及び維持管理を行う必要がある。</p> <p>防災情報伝達手段の整備</p> <p>○ 災害死者ゼロのまちづくりを進めるため、防災情報伝達手段の多様化・多重化を図り、防災情報伝達手段を確保している世帯の割合を増やしていく必要がある。</p> <p>【重要業績評価指標】</p> <p>防災情報手段を確保している世帯の割合 13%(H29)</p>
--

目標5【経済活動の維持】
大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

<p>5-1) 企業の生産力低下による競争力の低下</p> <p>企業BCP策定の支援</p> <p>○ 策定していない中小企業について、引き続き策定支援を行うとともに、策定済の中小企業についても、関係企業と連携したBCPの策定等、内容の充実に向けた支援を行う必要がある。</p> <p>洪水対策の推進(河川改修、水路整備の推進)</p> <p>○ 近年では、集中豪雨により甚大な浸水被害が発生していることから、河川改修や水路整備を推進する必要がある。</p> <p>道路の防災対策の推進(道路施設の老朽化対策)</p> <p>○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。</p> <p>道路ネットワークの整備</p> <p>○災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や幹線道路の適正な整備や維持管理を実施する必要がある。</p> <p>災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活に身近な道路の整備を進める必要がある。</p> <p>【重要業績評価指標】</p> <p>道路橋修繕実施率箇所数(累計) 6箇所(R2)</p>
<p>5-2) 社会経済活動等の維持に必要なエネルギーの供給停止</p> <p>道路の防災対策の推進(道路施設の老朽化対策)</p> <p>○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。</p> <p>道路ネットワークの整備</p> <p>○災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や幹線道路の適正な整備や維持管理を実施する必要がある。</p> <p>災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活に身近な道路の整備を進める必要がある。</p> <p>再生可能エネルギーの導入促進</p> <p>○災害時に系統電力が遮断された場合に備えて自立・分散型電源を確保するため、避難所となる公共施設や一般住宅・事業所等に再生可能エネルギー設備等の導入を促進する必要がある。</p> <p>【重要業績評価指標】</p> <p>道路橋修繕実施率箇所数(累計) 6箇所(R2)</p>
<p>5-3) コンビナート産業施設の損壊、火災、爆発等</p> <p>石油コンビナート地区防災対策の強化</p> <p>○大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、コンビナート保安・防災体制の強化を図る必要がある。</p> <p>○保安担当者向けに、事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の講習を、継続的に実施する必要がある。</p> <p>○石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。</p> <p>大規模産業施設に係る事故未然・拡大防止</p> <p>○大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、大規模産業施設の保安・防災体制の強化を図る必要がある。</p> <p>○保安担当者向けに、事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の講習を、継続的に実施する必要がある。</p>
<p>5-4) 基幹的交通ネットワークの機能停止</p> <p>洪水対策の推進(河川改修、水路整備の推進)</p> <p>○ 近年では、集中豪雨により甚大な浸水被害が発生していることから、河川改修や水路整備を推進する必要がある。</p> <p>道路の防災対策の推進(道路施設の老朽化対策)</p> <p>○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。</p> <p>道路ネットワークの整備</p> <p>○災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や幹線道路の適正な整備や維持管理を実施する必要がある。</p> <p>災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活に身近な道路の整備を進める必要がある。</p> <p>【重要業績評価指標】</p> <p>道路橋修繕実施率箇所数(累計) 6箇所(R2)</p>

5-5) 食料等の安定供給の停滞

港湾・空港施設の整備等(漁港施設の整備)

○ 市管理の3漁港において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、早急に対応が必要な施設から保全工事を着手する必要がある。

道路の防災対策の推進(道路施設の老朽化対策)

○ 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

道路ネットワークの整備

○ 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や幹線道路の適正な整備や維持管理を実施する必要がある。
○ 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活に身近な道路の整備を進める必要がある。

農業生産基盤の整備

○ 区画が狭小で農道や水路が整備されていない農地は、被災を機に、耕作放棄地化するおそれがあることから、区画整理等を行い農業生産力を強化する必要がある。
○ 畑作物の生産を拡大し、食料の安定供給を図るためには、水田の高機能化を進め、土地利用向上させる必要がある。
○ 集落営農法人を中心とした営農の継続や集落機能の維持を図るためには、中山間地域への支援が必要である。
○ 農業生産法人や土地改良区に加えて、自治会や子ども会などの非農家との連携を進めることによって活動組織を強化し、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。

農地防災の推進

○ 本市のため池は、江戸時代に築造されたものが多く、老朽化しており、豪雨時に決壊し、下流の人家や公共用施設に被害を与えるおそれがあることから、ため池の改修や廃止等の対策に取り組んでいく必要がある。
○ 老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあることから、施設の修繕や更新等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。
○ 河川流水の流下を阻害している頭首工を改修し、豪雨等による災害を未然に防ぐ必要がある。
○ 老朽化が進んでいる排水機場の改修等を行い、豪雨等による農地や人家・公共施設等の湛水を未然に防ぐ必要がある。

農業生産体制の強化

○ 県、農業団体、普及組織、試験研究機関等と連携し、高度かつ多様な技術課題に対応できる体制を整備し、普及指導活動を効率的に推進する必要がある。
○ 需要の拡大に確実に対応し、効率的で持続的な経営が可能な法人等の経営体を核とした生産体制を強化するため、集落営農法人を重点対象とした機械・施設整備等低コストで効率的な生産体制を構築する必要がある。

【重要業績評価指標】

区画整理面積(累計) 648ha(R1)
中山間地域等直接支払取組面積(年間) 520ha(R2)
多面的機能支払取組面積(年間) 770ha(R2)
危険ため池の整備箇所数(累計) 40箇所(R1)
ため池ハザードマップの作成箇所数(累計) 69箇所(R1)
道路橋修繕実施率箇所数(累計) 6箇所(R2)

目標6【ライフラインの確保】

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止**災害時における非常用エネルギー源の確保(再生可能エネルギーの導入促進)**

○災害時に系統電力が遮断された場合に備えて自立・分散型電源を確保するため、避難所となる公共施設や一般住宅・事業所等に再生可能エネルギー設備等の導入を促進する必要がある。

6-2) 上下水道等の長期間にわたる機能停止**農業集落排水施設等の計画的な改築・更新(処理機能の確保)**

○農業集落排水施設等の老朽化に伴う機能停止が発生しないよう、計画的な改築・更新を進めることで、耐震性を確保し、地震等の災害においても、最低限の処理機能を維持し、公衆衛生の確保に努める必要がある。

上水道全管路耐震化

○震災時に、可能な限り給水を行うことを目的に、水道システム全体として耐震化を図るため、個々の水道施設の耐震化を行っているが、引き続き、上水道施設の耐震化を計画的に進めていく必要がある。

浄水施設耐震化

○震災時に、可能な限り給水を行うことを目的に、水道システム全体として耐震化を図るため、個々の水道施設の耐震化を行っているが、引き続き、上水道施設の耐震化を計画的に進めていく必要がある。

配水池耐震化

○震災時に、可能な限り給水を行うことを目的に、水道システム全体として耐震化を図るため、個々の水道施設の耐震化を行っているが、引き続き、上水道施設の耐震化を計画的に進めていく必要がある。

応急給水能力の向上

○漏水事故や自然災害などにより広範囲に断水が発生した時には、市民生活に最低限必要なものとして確保した水(市民一人あたり1日あたり3リットル、全市民約30日分)を利用した応急給水活動を確実なものとするよう取り組んでいる。
大規模災害等が発生した時に、迅速かつ適切な応急給水活動が行えるよう、仮設水槽や仮設給水栓を整備していく必要がある。

下水処理場の耐震化(上下水道局)

○社会的影響が大きいとされる下水処理場について、優先順位の高いものから改築更新することで耐震性を確保し、地震等の災害においても、最低限の水処理機能を維持し、公共用水域の水質保全、公衆衛生の確保、浸水の防除に努める必要がある。

下水ポンプ場の耐震化(上下水道局)

○社会的影響が大きいとされる下水ポンプ場について、優先順位の高いものから改築更新することで耐震性を確保し、地震等の災害においても、最低限の水処理機能を維持し、公共用水域の水質保全、公衆衛生の確保、浸水の防除に努める必要がある。

下水管きよの耐震化(上下水道局)

○社会的影響が大きいとされる下水管きよについて、優先順位の高いものから改築更新することで耐震性を確保し、地震等の災害においても、最低限の水処理機能を維持し、公共用水域の水質保全、公衆衛生の確保、浸水の防除に努める必要がある。

【重要業績評価指標】

上水道全管路耐震適合率 25.9%(R1)

浄水場耐震化率 0%(R1)

配水池耐震化率 45.8%(R1)

給水拠点への仮設水槽及び仮設給水栓の整備件数 11箇所46%(R1)

下水道ストックマネジメント計画に基づく下水処理場の機械・電気設備の改築、更新件数 5件(R1)

下水道ストックマネジメント計画に基づく下水ポンプ場の機械・電気設備の改築、更新件数 2件(R1)

下水道ストックマネジメント計画に基づく老朽管きよの改築更新延長 6.1km(R1)

6-3) 地域交通ネットワークが分断する事態**道路の防災対策の推進(道路施設の老朽化対策)**

○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

道路ネットワークの整備

○災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や幹線道路の適正な整備や維持管理を実施する必要がある。

災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活に身近な道路の整備を進める必要がある。

【重要業績評価指標】

道路橋修繕実施率箇所数(累計) 6箇所(R2)

目標7【二次災害の防止】
制御不能な二次災害を発生させない

<p>7-1) 市街地での大規模火災の発生</p> <p>住宅の防災対策の推進(空き家対策の推進) ○ 市内の空き家率は16.4%(H30)で山口県の17.6%より低いものの、全国の13.6%より高い割合となっており、今後も人口減少等により、さらに増加することが予想される。適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。</p> <p>都市の防災機能の向上(防災・減災のまちづくりの推進) ○ 様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について宇部市都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。</p> <p>都市の防災機能の向上(都市施設の整備) ○ 市街地における街路や公園等の整備を含めた面的整備を進める必要がある。</p> <p>住宅・建築物等の耐震化(住宅の耐震化) ○ 住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。</p> <p>住宅・建築物等の耐震化(大規模建築物の耐震化) ○ 多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。</p> <p>住宅の防火対策の推進 ○ 住宅用火災警報器の設置率は、全国平均、県平均に比べ低いことから、さらなる普及啓発を行う必要がある。</p> <p>【重要業績評価指標】 住宅の耐震化率 85.0%(H30)</p>
<p>7-2) 有害物質の大規模拡散・流出</p> <p>有害物質対策の推進 ○ 市街地に隣接して化学工場が立地しており、災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理及び、流出・拡散防止や汚染物質の除去など防災対策の徹底を促す必要がある。</p> <p>査察体制の強化 ○ 防火対象物の不備を放置したまま使用すると、火災発生時には多数の死傷者が発生するおそれがあるため、火災予防上の不備欠陥事項等については立入検査時に必要な措置を講じる必要がある。</p> <p>大規模産業施設に係る事故未然・拡大防止 ○ 大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、大規模産業施設の保安・防災体制の強化を図る必要がある。 ○ 保安担当者向けに、事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の講習を、継続的に実施する必要がある。</p> <p>石油コンビナート地区防災対策の強化 ○ 大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、コンビナート保安・防災体制の強化を図る必要がある。 ○ 保安担当者向けに、事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の講習を、継続的に実施する必要がある。 ○ 石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。</p> <p>【重要業績評価指標】 環境基準の達成率 大気(二酸化硫黄、二酸化窒素) 100%(R1) 環境基準の達成率 水質(人の健康の保護に関する項目) 100%(R1)</p>
<p>7-3) ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> <p>土砂災害対策の推進(土砂災害防止施設の老朽化対策) ○ 老朽化による機能低下を防止し、土砂災害防止施設の所定の機能・性能を維持・確保するため、適正に対策を実施する必要がある。</p> <p>洪水対策の推進(河川管理施設の耐震化) ○ 耐震対策優先区間は、背後の地盤高が低く、地震により堤防が沈下すれば、大潮時に海水が越えて甚大な浸水被害が発生するおそれがあり、対策を推進する必要がある。</p> <p>洪水対策の推進(河川管理施設の老朽化対策) ○ 排水機場の老朽化が進んでおり、長寿命化計画に基づき、計画的に対策を進めるよう県に要望する必要がある。</p> <p>農地防災の推進 ○ 本市のため池は、江戸時代に築造されたものが多く、老朽化しており、豪雨時に決壊し、下流の人家や公共施設に被害を与えるおそれがあることから、ため池の改修や廃止等の対策に取り組んでいく必要がある。 ○ 老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあることから、施設の修繕や更新等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。</p> <p>【重要業績評価指標】 危険ため池の整備箇所数(累計) 40箇所(R1) ため池ハザードマップの作成箇所数(累計) 69箇所(R1)</p>

<p>7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 山地災害対策の推進(荒廃森林の整備) ○ 木材の供給をはじめ、水質の保全や災害の防止など、様々な重要な役割を担う森林について、森林の整備を推進する。</p> <p>農業生産基盤の整備 ○ 農業生産法人や土地改良区に加えて、自治会や子ども会などの非農家との連携を進めることによって活動組織を強化し、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。</p> <p>【重要業績評価指標】 経営管理権集積計画書の策定率 0%(R1) 多面的機能支払取組面積(年間) 770ha(R2)</p>
<p>7-5) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響 的確な情報の発信 ○ 災害発生時に、関係機関とも連携しながら、多様な伝達手段を用いて正しい情報を的確に発信する必要がある。</p>

目標8【迅速な復旧復興】
大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する

<p>8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 災害廃棄物処理対策の推進 ○ 災害廃棄物を迅速・適正に処理するため、「宇部市災害廃棄物処理計画」等を策定している。今後は、適切な運用を図るための処理体制の構築や訓練等を行う必要がある。</p> <p>ごみ焼却施設の維持管理 ○ 大規模自然災害発生時においても、安定したごみ焼却能力を確保できるよう維持管理・運営を図っていく必要がある。</p>
<p>8-2) 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 応援協定の締結・拡充 ○ 行政間、民間団体等と災害時の応援協定を締結しており、平時からその実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。</p>
<p>8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 消防団員等の確保・育成 ○ 過疎化・高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。</p> <p>地域防災力の充実強化 ○ 地域における防災活動を促進するため、総合防災訓練の実施や率先避難体制の取組支援など、地域防災力の充実・強化に努める必要がある。</p> <p>【重要業績評価指標】 消防団員数 656人(H29)</p>

<p>8-4) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>道路の防災対策の推進(道路施設の老朽化対策)</p> <p>○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。</p> <p>道路ネットワークの整備</p> <p>○災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や幹線道路の適正な整備や維持管理を実施する必要がある。</p> <p>災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活に身近な道路の整備を進める必要がある。</p> <p>迅速な復旧・復興に向けた取組(地籍調査の促進)</p> <p>○迅速かつ円滑な復旧・復興を進めるには、土地境界等を明確にしておくことが重要となることから、地籍調査の進捗を図る必要がある。</p> <p>【重要業績評価指標】</p> <p>地籍調査の進捗率 28.9%(R1)</p> <p>道路橋修繕実施率箇所数(累計) 6箇所(R2)</p>
<p>8-5) 長期にわたる浸水被害により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>津波・高潮対策の推進(海岸保全施設の整備)</p> <p>○台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。</p> <p>津波・高潮対策の推進(高潮ハザードマップの整備)</p> <p>○平成27年(2015年)7月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、高潮浸水想定の見直しを行い、高潮ハザードマップを整備する必要がある。</p> <p>洪水対策の推進(河川改修、水路整備の推進)</p> <p>○近年では、集中豪雨により甚大な浸水被害が発生していることから、河川改修や水路整備を推進する必要がある。</p> <p>洪水対策の推進(河川管理施設の耐震化)</p> <p>○耐震対策優先区間は、背後の地盤高が低く、地震により堤防が沈下すれば、大潮時に海水が越えて甚大な浸水被害が発生するおそれがあり、対策を推進する必要がある。</p>
<p>8-6) 貴重な文化財の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失</p> <p>文化財等防災対策の促進</p> <p>○市内には約210点の野外彫刻が設置されており、老朽化等により大規模地震で倒壊する恐れがある。市民の安全とともに、貴重な文化的財産である彫刻作品を守るため、耐震補強を推進する必要がある。</p> <p>文化財等防災対策の促進</p> <p>○過疎化・少子高齢化の進行により、市内の天然記念物(庭園・樹木など)や無形民俗文化財の存続が年々難しくなっている中、災害を受けた際にそれらが消滅する可能性があることから、存続に向けた取組が必要である。</p> <p>○文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策を促進する必要がある。</p>
<p>8-7) 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p> <p>応急仮設住宅建設候補地の確保</p> <p>○想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数に必要な面積が十分に確保されておらず、引き続き建設候補地の新規選定が必要である。また、平常時から事前検討(配置計画等)や関係機関との調整をしておく必要がある。</p>

施策分野ごとの脆弱性評価結果

別紙2

〈個別施策分野〉

1 行政機能／消防

防災拠点となる公共施設等の強化

- 市庁舎は災害対応の拠点となる重要な施設であり、耐震化を推進する必要がある。
- 防災拠点施設における電力の確保が求められており、電力確保の手法の一つとして、自立・分散型で災害に強い再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。
- 自立・分散型電源の確保により防災拠点としての機能を維持するため、再生可能エネルギー設備や蓄電池等の導入を促進する必要がある。

防災拠点となる公共施設等の強化(防災拠点となる公共施設等の耐震化)

- 市民センターやふれあいセンターなどの公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設だが、多くは老朽化が顕在しており、引き続き、耐震化等の対応が必要である。
- 公共施設等の機能を継続的に維持するため、メンテナンスサイクル(点検→診断→措置→記録)を構築し、損傷が軽微なうちに補修等により長寿命化を図る「予防保全」的な対策を継続的に進め、維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図る必要がある。
- 施設の老朽化等に伴う更新、修繕については、令和2年度策定予定の個別施設計画に基づき実施する必要がある。

避難所の確保

- 災害の種類や被災状況(施設の被災を含む)により、避難者数や収容者数は変わり、局所的に避難所・避難場所が不足する可能性もあることから、引き続き、施設改修による追加など、指定避難所、緊急避難場所の指定促進等を図る必要がある。
- 協定による民間施設の活用、近隣市町との相互受け入れ等により、収容先を確保する必要がある。

消防施設の耐震化

- 救助・救急活動等の中核的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設の機能を確保するため、消防局や消防署の耐震化を行う必要がある。

消防車両等の充実強化

- 複雑、多様化かつ大規模化する災害へ対応するためには、車両更新計画に基づき、老朽化した消防車両等の更新を行い、出動体制を整える必要がある。

消防通信施設の整備及び維持管理

- 災害対応に万全を期し、市民の安全と安心を確保するため、119番通報の受付から、その後の消防活動全般を支援する消防通信指令システムの老朽化等に伴う設備の更新・維持管理を行う必要がある。
- 24時間365日システムを安定稼働させるため、非常用発電設備等必要な施設の整備及び維持管理を行う必要がある。

消防団員等の確保・育成

- 過疎化・高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、団員確保に向けた広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。

【重要業績評価指標】

消防団員数 656人(H29)

<p>2 住宅・都市／環境</p> <p>学校施設の耐震化</p> <p>○ 学校施設は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時には地域の避難場所となることから、可能な限り早期に耐震化を完了する必要がある。</p>
<p>住宅・建築物等の耐震化(住宅の耐震化)</p> <p>○ 住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。</p>
<p>住宅・建築物等の耐震化(大規模建築物の耐震化)</p> <p>○ 多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。</p>
<p>都市の防災機能の向上(防災・減災のまちづくりの推進)</p> <p>○ 様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について宇部市都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。</p>
<p>都市の防災機能の向上(都市施設の整備)</p> <p>○ 市街地における街路や公園等の整備を含めた面的整備を進める必要がある。</p> <p>○ 延焼防止や避難路の確保など、ときわ公園の防災機能の向上を図るため、計画的に整備を推進する。</p>
<p>大規模盛土造成地の耐震化</p> <p>○ 大規模地震時等における滑动崩落による宅地被害の軽減を図るため、宅地の耐震化を促進する必要がある。</p>
<p>住宅の防火対策の推進</p> <p>○ 住宅用火災警報器の設置率は、全国平均、県平均に比べ低いことから、さらなる普及啓発を行う必要がある。</p>
<p>住宅の防災対策の推進(空き家対策の推進)</p> <p>○ 市内の空き家率は16.4%(H30)で山口県の17.6%より低いものの、全国の13.6%より高い割合となっており、今後も人口減少等により、さらに増加することが予想される。適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。</p>
<p>文化財等防災対策の促進</p> <p>○ 市内には約210点の野外彫刻が設置されており、老朽化等により大規模地震で倒壊する恐れがある。市民の安全とともに、貴重な文化的財産である彫刻作品を守るため、耐震補強を推進する必要がある。</p> <p>○ 過疎化・少子高齢化の進行により、市内の天然記念物(庭園・樹木など)や無形民俗文化財の存続が年々難しくなっている中、災害を受けた際にそれらが消滅する可能性があることから、存続に向けた取組が必要である。</p> <p>○ 文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策を促進する必要がある。</p>
<p>上水道全管路耐震化</p> <p>○ 震災時に、可能な限り給水を行うことを目的に、水道システム全体として耐震化を図るため、個々の水道施設の耐震化を行っているが、引き続き、上水道施設の耐震化を計画的に進めていく必要がある。</p>
<p>浄水施設耐震化</p> <p>○ 震災時に、可能な限り給水を行うことを目的に、水道システム全体として耐震化を図るため、個々の水道施設の耐震化を行っているが、引き続き、上水道施設の耐震化を計画的に進めていく必要がある。</p>
<p>配水池耐震化</p> <p>○ 震災時に、可能な限り給水を行うことを目的に、水道システム全体として耐震化を図るため、個々の水道施設の耐震化を行っているが、引き続き、上水道施設の耐震化を計画的に進めていく必要がある。</p>

<p>応急給水能力の向上</p> <p>○漏水事故や自然災害などにより広範囲に断水が発生した時には、市民生活に最低限必要なものとして確保した水(市民一人あたり1日あたり3リットル、全市民約30日分)を利用した応急給水活動を確実なものとするよう取り組んでいる。</p> <p>大規模災害等が発生した時に、迅速かつ適切な応急給水活動が行えるよう、仮設水槽や仮設給水栓を整備していく必要がある。</p>
<p>下水処理場の耐震化(上下水道局)</p> <p>○社会的影響が大きいとされる下水処理場について、優先順位の高いものから改築更新することで耐震性能を確保し、地震等の災害においても、最低限の水処理機能を維持し、公共用水域の水質保全、公衆衛生の確保、浸水の防除に努める必要がある。</p>
<p>下水ポンプ場の耐震化(上下水道局)</p> <p>○社会的影響が大きいとされる下水ポンプ場について、優先順位の高いものから改築更新することで耐震性能を確保し、地震等の災害においても、最低限の水処理機能を維持し、公共用水域の水質保全、公衆衛生の確保、浸水の防除に努める必要がある。</p>
<p>下水管きよの耐震化(上下水道局)</p> <p>○社会的影響が大きいとされる下水管きよについて、優先順位の高いものから改築更新することで耐震性能を確保し、地震等の災害においても、最低限の水処理機能を維持し、公共用水域の水質保全、公衆衛生の確保、浸水の防除に努める必要がある。</p>
<p>農業集落排水施設等計画的な改築・更新(処理機能の確保)</p> <p>○農業集落排水施設等の老朽化に伴う機能停止が発生しないよう、計画的な改築・更新を進めることで、耐震性能を確保し、地震等の災害においても、最低限の処理機能を維持し、公衆衛生の確保に努める必要がある。</p>
<p>査察体制の強化</p> <p>○防火対象物の不備を放置したまま使用すると、火災発生時には多数の死傷者が発生するおそれがあるため、火災予防上の不備欠陥事項等については立入検査時に必要な措置を講じる必要がある。</p>
<p>災害廃棄物処理対策の推進</p> <p>○災害廃棄物を迅速・適正に処理するため、「宇部市災害廃棄物処理計画」等を策定している。今後は、適切な運用を図るための処理体制の構築や訓練等を行う必要がある。</p>
<p>ごみ焼却施設の維持管理</p> <p>○大規模自然災害発生時においても、安定したごみ焼却能力を確保できるよう維持管理・運営を図っていく必要がある。</p>
<p>火葬場の更新</p> <p>○施設の老朽化により、災害時に所定の機能を確保できない恐れがあるため、施設の更新を進める必要がある。</p>
<p>有害物質対策の推進</p> <p>○市街地に隣接して化学工場が立地しており、災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理及び、流出・拡散防止や汚染物質の除去など防災対策の徹底を促す必要がある。</p>
<p>【重要業績評価指標】</p> <p>小中学校耐震化率 97.4%(R1)</p> <p>住宅の耐震化率 85.0%(H30)</p> <p>大規模盛土造成地の安全性の把握調査箇所数 0箇所(R2)</p> <p>上水道全管路耐震適合率 25.9%(R1)</p> <p>浄水場耐震化率 0%(R1)</p> <p>配水池耐震化率 45.8%(R1)</p> <p>給水拠点への仮設水槽及び仮設給水栓の整備件数 11箇所46%(R1)</p> <p>下水道ストックマネジメント計画に基づく下水処理場の機械・電気設備の改築、更新件数 5件(R1)</p> <p>下水道ストックマネジメント計画に基づく下水ポンプ場の機械・電気設備の改築、更新件数 2件(R1)</p> <p>下水道ストックマネジメント計画に基づく老朽管きよの改築更新延長 6.1km(R1)</p> <p>環境基準の達成率 大気(二酸化硫黄、二酸化窒素) 100%(R1)</p> <p>環境基準の達成率 水質(人の健康の保護に関する項目) 100%(R1)</p>

<p>3 保健医療・福祉</p> <p>社会福祉施設の耐震化 ○社会福祉施設(高齢者福祉施設等)の耐震化率は94.0%(H29)であり、災害時の入所者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。 ○社会福祉施設(障害)の耐震化率は91.7%(H29)であり、災害時の入所者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。</p> <p>社会福祉施設等における大規模災害を想定した避難計画の策定 ○警戒区域内の社会福祉施設に避難確保計画の作成を指示し、該当施設で適切な避難態勢が整うように取り組む必要がある。</p> <p>社会福祉施設等の非常時における業務復旧 ○社会福祉施設等に福祉サービス利用者が被災後速やかに、利用を再開できるような体制が整備されている必要がある。</p> <p>災害医療や福祉に係る関係機関の連携強化 ○被災地において、感染症が発生・まん延しないよう集団免疫獲得のため、平時から定期的予防接種の対象者が確実に予防接種を受ける必要がある。 ○広域のかつ大規模な災害時には、社会福祉施設等において、福祉サービスを提供するための福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、整備を進める必要がある。 ○災害時に高齢者等が、必要な生活支援が受けられるように、県と連携して、社会福祉施設等を運営する事業所との事業所への情報伝達・ネットワーク、人材確保体制等を整備し、施設等が被災した際に、介護職員の確保、代替施設、代替サービスの確保が必要である。</p> <p>避難行動要支援者対策の促進 ○地域の避難行動要支援者を把握し、適切な避難につながるよう宇部市災害時要援護者避難支援制度への登録を促し、個別計画の策定を促進する必要がある。</p> <p>福祉避難所の指定 ○避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所を確保するため、協定締結等により、受け入れ施設を確保する必要がある。</p>
<p>4 産業・エネルギー</p> <p>企業BCP策定の支援 ○BCPを策定していない中小企業について、引き続き策定支援を行うとともに、策定済の中小企業についても、関係企業と連携したBCPの策定等、内容の充実に向けた支援を行う必要がある。</p> <p>大規模産業施設に係る事故未然・拡大防止 ○大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、大規模産業施設の保安・防災体制の強化を図る必要がある。 ○保安担当者向けに、事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の講習を、継続的に実施する必要がある。</p> <p>石油コンビナート地区防災対策の強化 ○大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、コンビナート保安・防災体制の強化を図る必要がある。 ○保安担当者向けに、事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の講習を、継続的に実施する必要がある。 ○石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。</p> <p>再生可能エネルギーの導入促進 ○災害時に系統電力が遮断された場合に備えて自立・分散型電源を確保するため、避難所となる公共施設や一般住宅・事業所等に再生可能エネルギー設備等の導入を促進する必要がある。</p>
<p>5 情報・通信</p> <p>防災情報伝達手段の整備 ○災害死亡者ゼロのまちづくりを進めるため、防災情報伝達手段の多様化・多重化を図り、防災情報伝達手段を確保している世帯の割合を増やしていく必要がある。</p> <p>的確な情報の発信 ○災害発生時に、関係機関とも連携しながら、多様な伝達手段を用いて正しい情報を的確に発信する必要がある。</p> <p>被害情報の収集 ○災害発生時に、被害情報を迅速かつ的確に収集する市民からの通報体制を構築する必要がある。</p> <p>【重要業績評価指標】 防災情報手段を確保している世帯の割合 13%(H29)</p>

<p>6 交通・物流</p> <p>道路の防災対策の推進(道路施設の老朽化対策)</p> <p>○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。</p> <p>道路ネットワークの整備</p> <p>○災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や幹線道路の適正な整備や維持管理を実施する必要がある。</p> <p>○災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活に身近な道路の整備を進める必要がある。</p> <p>【重要業績評価指標】</p> <p>道路橋修繕実施率箇所数(累計) 6箇所(R2)</p>
<p>7 農林水産</p> <p>農地防災の推進</p> <p>○本市のため池は、江戸時代に築造されたものが多く、老朽化しており、豪雨時に決壊し、下流の人家や公共用施設に被害を与えるおそれがあることから、ため池の改修や廃止等の対策に取り組んでいく必要がある。</p> <p>○老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあることから、施設の修繕や更新等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。</p> <p>○河川流水の流下を阻害している頭首工を改修し、豪雨等による災害を未然に防ぐ必要がある。</p> <p>○老朽化が進んでいる排水機場の改修等を行い、豪雨等による農地や人家・公共施設等の湛水を未然に防ぐ必要がある。</p> <p>農業生産基盤の整備</p> <p>○区画が狭小で農道や水路が整備されていない農地は、被災を機に、耕作放棄地化するおそれがあることから、区画整理等を行い農業生産力を強化する必要がある。</p> <p>○畑作物の生産を拡大し、食料の安定供給を図るためには、水田の高機能化を進め、土地利用率を向上させる必要がある。</p> <p>○集落営農法人を中心とした営農の継続や集落機能の維持を図るためには、中山間地域への支援が必要である。</p> <p>○農業生産法人や土地改良区に加えて、自治会や子ども会などの非農家との連携を進めることによって活動組織を強化し、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。</p> <p>農業生産体制の強化</p> <p>○県、農業団体、普及組織、試験研究機関等と連携し、高度かつ多様な技術課題に対応できる体制を整備し、普及指導活動を効率的に推進する必要がある。</p> <p>○需要の拡大に確実に対応し、効率的で持続的な経営が可能な法人等の経営体を核とした生産体制を強化するため、集落営農法人を重点対象とした機械・施設整備等低コストで効率的な生産体制を構築する必要がある。</p> <p>漁港施設の整備</p> <p>○市管理の3漁港において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、早急に対応が必要な施設から保全工事を着手する必要がある。</p> <p>【重要業績評価指標】</p> <p>危険ため池の整備箇所数(累計) 40箇所(R1)</p> <p>ため池ハザードマップの作成箇所数(累計) 69箇所(R1)</p> <p>中山間地域等直接支払取組面積(年間) 520ha(R2)</p> <p>区画整理面積(累計) 648ha(R1)</p> <p>多面的機能支払取組面積(年間) 770ha(R2)</p>

<p>8 国土保全・土地利用</p> <p>津波・高潮対策の推進(海岸保全施設の整備)</p> <p>○ 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。</p> <p>津波・高潮対策の推進(高潮ハザードマップの整備)</p> <p>○ 平成27年(2015年)7月に施行された改正水防法により、国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定が求められている。現在、公表している高潮ハザードマップでは、このマニュアルに対応していないため、県による高潮浸水想定の見直し後、高潮ハザードマップを整備する必要がある。</p> <p>洪水対策の推進(河川改修、水路整備の推進)</p> <p>○ 近年では、集中豪雨により甚大な浸水被害が発生していることから、河川改修や水路整備を推進する必要がある。</p> <p>洪水対策の推進(河川管理施設の耐震化)</p> <p>○ 耐震対策優先区間は、背後の地盤高が低く、地震により堤防が沈下すれば、大潮時に海水が越えて甚大な浸水被害が発生するおそれがあり、対策を推進する必要がある。</p> <p>山地災害対策の推進(荒廃森林の整備)</p> <p>○ 木材の供給をはじめ、水質の保全や災害の防止など、様々な重要な役割を担う森林について、森林の整備を推進する。</p> <p>土砂災害対策の推進(土砂災害防止施設の整備)</p> <p>○ 土砂災害を防止・軽減するため、土砂災害防止施設の整備を、危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に進める必要がある。</p> <p>土砂災害対策の推進(土砂災害防止施設の老朽化対策)</p> <p>○ 老朽化による機能低下を防止し、土砂災害防止施設の所定の機能・性能を維持・確保するため、適正に対策を実施する必要がある。</p> <p>土砂災害対策の推進(土砂災害ハザードマップの整備)</p> <p>○ 土砂災害からの適切な避難行動につながるよう住民の意識啓発を図るため、住民自ら作成する「住民参加型土砂災害ハザードマップ」の作成支援を行う必要がある。</p> <p>迅速な復旧・復興に向けた取組(応急仮設住宅建設候補地の確保)</p> <p>○ 想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数に必要な面積が十分に確保されておらず、引き続き建設候補地の新規選定が必要である。また、平常時から事前検討(配置計画等)や関係機関との調整をしておく必要がある。</p> <p>迅速な復旧・復興に向けた取組(地籍調査の促進)</p> <p>○ 迅速かつ円滑な復旧・復興を進めるには、土地境界等を明確にしておくことが重要となることから、地籍調査の進捗を図る必要がある。</p> <p>【重要業績評価指標】</p> <p>経営管理権集積計画書の策定率 0%(R1)</p> <p>地籍調査の進捗率 28.9%(R1)</p>
<p>9 リスクコミュニケーション</p> <p>地域防災力の充実強化</p> <p>○ 地域における防災活動を促進するため、総合防災訓練の実施や率先避難体制の取組支援など、地域防災力の充実・強化に努める必要がある。</p> <p>避難体制の整備</p> <p>○ 防災に関する情報を、確実な避難行動に繋げていくため、地域の災害リスクをあらかじめ把握し、地域で呼びかけあって避難する具体的な体制づくりを進めていく必要がある。</p>
<p>10 人材育成</p> <p>防災教育の推進</p> <p>○ 防災教育については、近年想定以上の災害の発生が見られることから、児童生徒が状況に応じて主体的に避難行動等がとれるように指導することが必要である。</p> <p>防災の担い手づくり</p> <p>○ 災害発生後の避難、救護等を円滑に進めるため、自主防災組織と消防団が連携した地域防災の担い手の育成が必要である。</p>
<p>11 官民連携</p> <p>応援協定の締結・拡充</p> <p>○ 災害時に生活必需品等の物資を確保できるよう民間事業者と協定を締結し、流通備蓄による対策を進めており、平時から実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。</p> <p>○ 行政間、民間団体等と災害時の応援協定を締結しており、平時からその実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。</p>